

後期高齢者医療制度の 保険料のお支払い方法

後期高齢者医療保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替によるお支払いに変更できます。

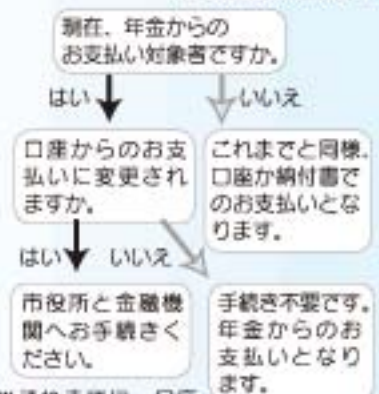
口座振替でのお支払いをご希望される方は、本庁又は支所で手続きをしてください。

9月30日までに手続きをされた場合、12月分から口座振替でのお支払いになります。

※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の半分を超える方は、口座振替が納付書でのお支払いになります。

これまでどおり、年金からのお支払いを希望される方は、手続きの必要はありません。

後期高齢者医療 あなたの保険料のお支払い方法は？



※これまでに、口座振替を利用された方は、金融機関への手続きは不要です。

問 佐賀県

後期高齢者医療広域連合
☎0952(64)8476
市役所 暮らし部健康課
☎(23)9135



担当:飯田

- 口座振替の手続きと注意点
 - ・ 手続きに際しては、保険料納付方法申請書を市役所へ、口座振替依頼書を金融機関へご提出ください。
 - ・ 振替口座の預金通帳
 - ・ 通帳のお届け印
 - ・ 被保険者証 をご持参ください。
- 本人以外の口座からお支払いされる場合の保険料は、住民税等にかかる社会保険料控除において、口座名義の方の控除として適用されます。これにより、本人又は口座名義人の税額等に影響がある場合もあります。
- これまでの納付状況等から、口座振替へ変更が認められない場合があります。

全国消費実態調査にご協力ください

9月から11月にかけて、全国消費実態調査が実施されます。

この調査により、国民生活の家計状況や消費動向を分析し、結果は国の経済政策や福祉政策、食料政策等の立案などの貴重な基礎資料となります。

調査員が皆様のお宅に伺いましたら、ご多忙中恐れ入りますがご協力よろしく願います。

平成21年8月から 消費生活相談 受付窓口時間を延長します

多重債務、悪質商法やクーリングオフ等に関する消費生活のさまざまなご質問、ご相談について、消費者の皆さんの立場で一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。消費生活相談員があなたのご相談をお受けします。

- 相談日 毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始の休日は除く）
- 相談場所 武雄市消費生活センター（市役所北方支所内）
- 受付時間 9時～16時30分まで

相談専用電話

☎(36)6022

相談の際は！！

- ◇要件をまとめておきましょう
- ◇相談したい本人がご相談ください
- ◇来所の場合は、なるべく事前予約をお願いします。☎(36)6022
- ◇契約書や関係書類等は、手元に準備しておきましょう

商 政策部秘書広報課
☎(23)9121



担当:平野



平成21年度
全国消費実態調査

【実施期】9月・10月・11月